

小規模多機能ホームいらっせ松が丘・利用料金表

＜介護保険から給付されるサービス＞

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (月定額)	3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

※基本料金は「通い」、「訪問」、「お泊り」の全てを含んだ1か月ごとの定額です。

※上記の基本料金は、サービスの利用回数を変更された場合でも、日割りでの割引または増額は、いたしません。

自己負担が2割の方はこの倍、自己負担が3割の方はこの3倍の金額です。

加 算	料 金	加算の要件
初期加算	30円／日	登録日から30日の期間
認知症加算	920円／月	日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対し、認知症研修修了職員を配置する。研修を計画実施し、会議を開催する
	890円／月	日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対し、認知症研修修了職員を配置する。認知症ケアに関する会議を開催する
	760円／月	日常生活自立度のランクⅢ以上の方が利用される場合
	460円／月	要介護2で日常生活自立度のランクⅡの方が利用される場合
若年性認知症利用者受入加算	800円／月	若年性認知症の方が利用される場合（要介護1～要介護5）
	450円／月	若年性認知症の方が利用される場合（要支援1～要支援2）
看護職員配置加算	900円／月	常勤で専従の看護師を1名以上配置している場合
	700円／月	常勤で専従の看護師を1名以上配置している場合
	480円／月	他事業所の看護師と連携を図り兼務する場合
サービス提供体制加算	750円／月	研修計画、会議の実施、職員のうち介護福祉士が70%以上か勤続10年以上介護福祉士25%以上配置されている場合
	640円／月	研修計画、会議の実施、職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合
	350円／月	職員のうち常勤職員が60%以上配置されている場合、或いは看護介護職員のうち勤続年数7年以上の者が30%以上或いは介護職員のうち介護福祉士が40%以上配置されている場合
独居加算	200円／月	お一人暮らしの方が利用される場合
医療連携加算・入院時	100円／月	病院等に入院するにあたって、7日以内に入院先に必要な情報を提供した場合
医療連携加算・退院時	300円／月	病院等を退院して利用される時、病院等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービスを提供了場合
総合マネジメント体制強化加算	I：1,200円／月 II：800円／月	I：IIの要件を満たし、地域住民との連携や地域資源を活用し利用者支援を行っている II：多職種で連携を図り、個別サービス計画の作成見直しを行い、地域活動の参加が確保されている場合
口腔・栄養スクリーニング加算	20円／回	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供している場合※6月に1回を限度
科学的介護推進体制加算	40円／月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している事と必要に応じて介護計画を見直すなど、介護の提供に当たって、上記の情報その他介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	キャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした介護事業所に、報酬という形で介護職の給与を上げるためのお金を支給する加算 所定単位数に10.2%を乗じた単位数	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。所定単位数に1.5%を乗じた単位数	
生活機能向上連携加算	I : 100円／月 II : 200円／月	I : 介護支援専門員が、訪問リハビリテーション事業所等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護計画を作成し、その計画に基づく介護を行った場合 ※初回の介護が行われた月に算定 II : 訪問リハビリテーション事業所等の医師等と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護計画を作成し、当該医師等と連携し、計画に基づく介護を行った場合 ※初回の介護が行われた月以降3月の間、算定IとIIの同時算定はできない
生産性向上推進体制加算	I : 100円／月 II : 10円／月	I : IIの要件を満たし業務改善に取り組み成果を確認する。見守り機器等の導入を行う。業務改善状況をデータ提供する。 II : 生産性向上ガイドラインにて改善活動を実施している。1年内の1回データを提出する。
中山間地域における小規模事業所加算		厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合に算定。所定単位数の10%を乗じた単位数。 (※加賀市は厚生労働省から豪雪地帯に定められています。)
介護職員等ベースアップ等支援加算		「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について介護職員の収入を3%程度引き上げるための加算。所定単位数の1.7%を乗じた単位数。
訪問体制強化加算	1000円／月	訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置し、延べ訪問回数が一か月当たり200回以上である場合に算定。

＜基本料金に含まれない、食費・宿泊費・おむつ代など＞

食 費	朝 食 : 450円／1食 おやつ : 150円／1食 昼 食 : 550円／1食 夕 食 : 600円／1食
宿 泊 費	1 泊 : 2,000円 (2泊目以降 : 1,000円)
おむつ代	紙パット : 20円／1枚 紙おむつ : 100円／1枚 紙パンツ : 100円／1枚
レクリエーションクラブ活動費	材料代等の実費
複写物の交付	1枚につき10円